

# 品川区児童相談所の設置

## I. 児童相談所の設置にあたって

### ①設置目的

平成28年の児童福祉法改正により、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化されました。

区は、この理念に則り、子ども・家庭支援のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益を実現することを目的に児童相談所を設置します。

### ②基本理念と3つの視点

#### ■基本理念■

##### 子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ

笑顔が親から子どもへとつながり、子どもの笑顔が地域や学校、まち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として子どもと家庭を支援していきます。

#### ■基本理念を実現するための3つの視点■

- (1) 子どもを権利の主体とし、子どもの健やかな成長を保障する
- (2) 区の多様なサービスを活かし、子どもと家庭を重層的・横断的に支援する
- (3) 地域力を活かして児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応する

### ③開設時期 令和6年10月

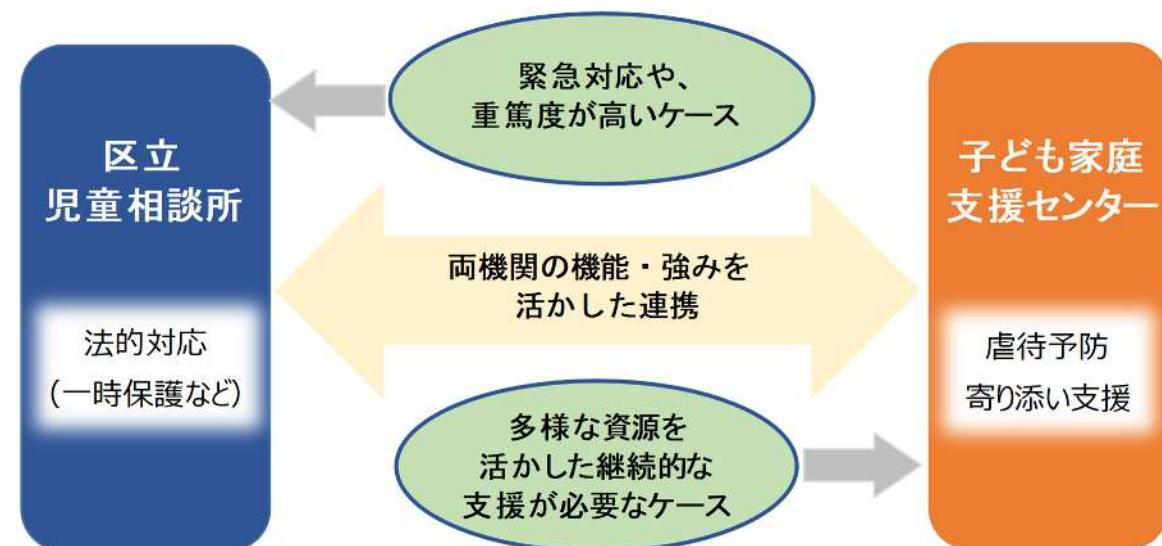
### ④開所時間 平日の午前8時30分から午後5時まで

### ⑤児童相談所と子ども家庭支援センターの連携

■区が児童相談所を設置した後も、子ども家庭支援センターは身近な相談窓口として運営していきます。

■一時保護などの法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育の支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪となって、虐待の重篤度や相談者のニーズに応じた相談・支援体制の構築を図ります。

## 【児童相談所と子ども家庭支援センターの連携イメージ】



## II. 一時保護所の概要

### ①一時保護所の基本理念

#### 基本理念： 大切にします、自分のこと・まわりの人・将来のこと

■子どもたちには、まず、自分のこと、まわりの人を大切にするという目標をもってほしいと考えます。そして、目標をもって生活することで心を整え、安定した生活の中で退所後のこと、将来のことに目を向けることができるよう、職員がサポートしていきます。

### ②一時保護所の定員

	幼児	小学生以上 男子	小学生以上 女子	合計
定員	4人	5人	5人	14人

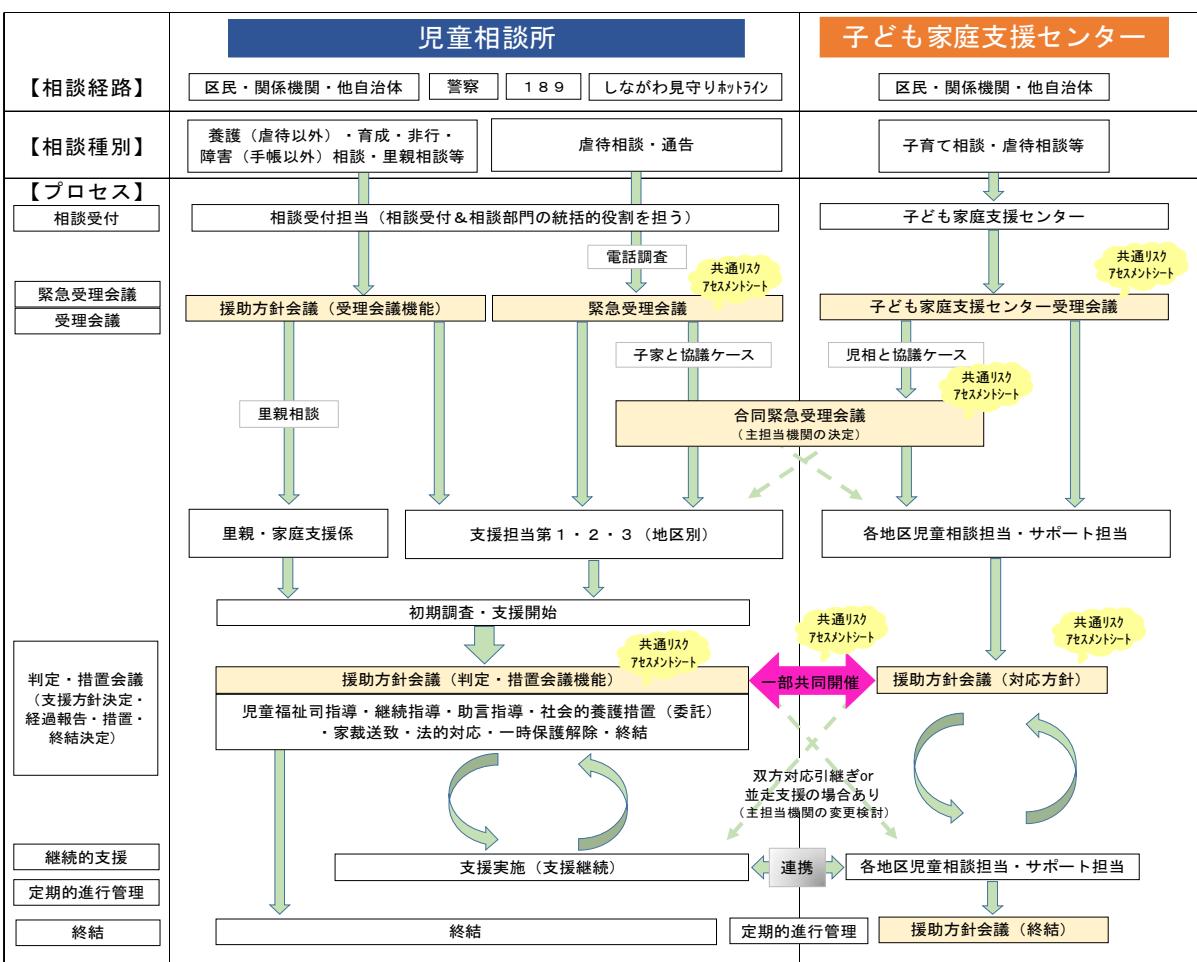
### III. 児童相談所の概要

#### ①相談・通告窓口

- 児童相談所開設にあたり、児童虐待の通告窓口を児童相談所に一元化します。
- 子ども家庭支援センターに児童虐待の通告が入った場合や、子育て相談などの中で「通告」に相当する事案を発見した場合には、子ども家庭支援センターにおいて受け付けます。
- 虐待以外の相談は、児童相談所と子ども家庭支援センターの両機関で受け付けます。

#### ②児童相談所と子ども家庭支援センターの連携の仕組み

- 受け付けた児童虐待相談・通告について、もう一方の機関での対応が的確と判断した場合には、両機関で合同の緊急受理会議を開く仕組みとし、適切な機関で対応できるように共通のリスクアセスメントシートを用いて対応方針の協議を行います。事例を受理した後も、両機関が連携し重なり合う支援を展開していきます。



#### ③夜間休日の対応

- 夜間休日の相談・通告については、コールセンター方式で委託業者が受け付けます。
- 委託業者は、所定の受付票・緊急アセスメントシートに基づき通告内容を聞き取り、緊急対応が必要と判断した場合は、輪番のスーパーバイザー（以下 SV）に連絡します。
- 連絡を受けた SV は、児童相談所長や副所長と協議し、その後の対応を決定します。

### IV. 施設概要

#### ①設置場所： 北品川3丁目10番9号



#### ②規 模： 地上 6 階